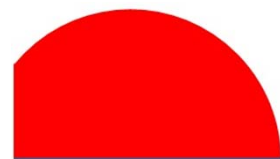


被災地の復興に向けて

平成24年3月2日

復興大臣 平野 達男



復興庁

Reconstruction Agency

- 全体の9割を超える市町村において年度内に復興計画が策定される予定。
- 主なライフラインについては、家屋等流出地域等を除き、ほぼ復旧。
- 現時点で、避難所にいる者は約580人。

1. 避難者の状況

- (1) 避難者等の数(2月23日時点): 343, 935人(うち、避難所にいる者:578人)
- (2) 仮設住宅等の状況

	入居済又は入居決定戸数	
公営住宅等への入居(2/6現在)	18, 380戸	※復興庁調べ
民間住宅への入居(2/28現在)	68, 190戸	※厚生労働省調べ
応急仮設住宅(2/28現在)	48, 462戸	※厚生労働省調べ

2. 主なインフラ等の復旧状況

- (1) ライフライン : 主なライフラインについては、家屋等流出地域・原発警戒区域等を除き、ほぼ復旧。
- (2) 交通 : 交通インフラについては、津波被害地域の鉄道や原発警戒区域内のもの等を除き、部分や暫定も含めて供用可能
- (3) 災害防止対策 : 直轄河川堤防等については、約8割が本復旧完了。
海岸堤防については、優先対策区間のほぼ全てで応急対策実施済み

3. 市町村における復興計画の策定状況

- ・現時点で37市町村が復興計画を策定済み。
- ・全体(43市町村)の9割を超える市町村(41/43)が年度内に復興計画を策定する予定。

※43市町村:国土交通省の市街地復興パターンの検討調査を実施する市町村

復興に向けた主な課題（1）

1. 今後は、復興計画に位置づけた事業の実施に向けて、住民との調整を進めていくことが最大の課題。国としても、専門職員派遣をはじめとする人的支援や復興交付金に係る支援を行う。
2. 災害廃棄物(がれき)の処理が本格化する一方、被災地の処理能力が不足。被災地においてできる限り処理を進めることを前提にしつつ、県外の既設の焼却炉や処分場を活用した広域処理が必要。

1 住宅再建及び高台移転

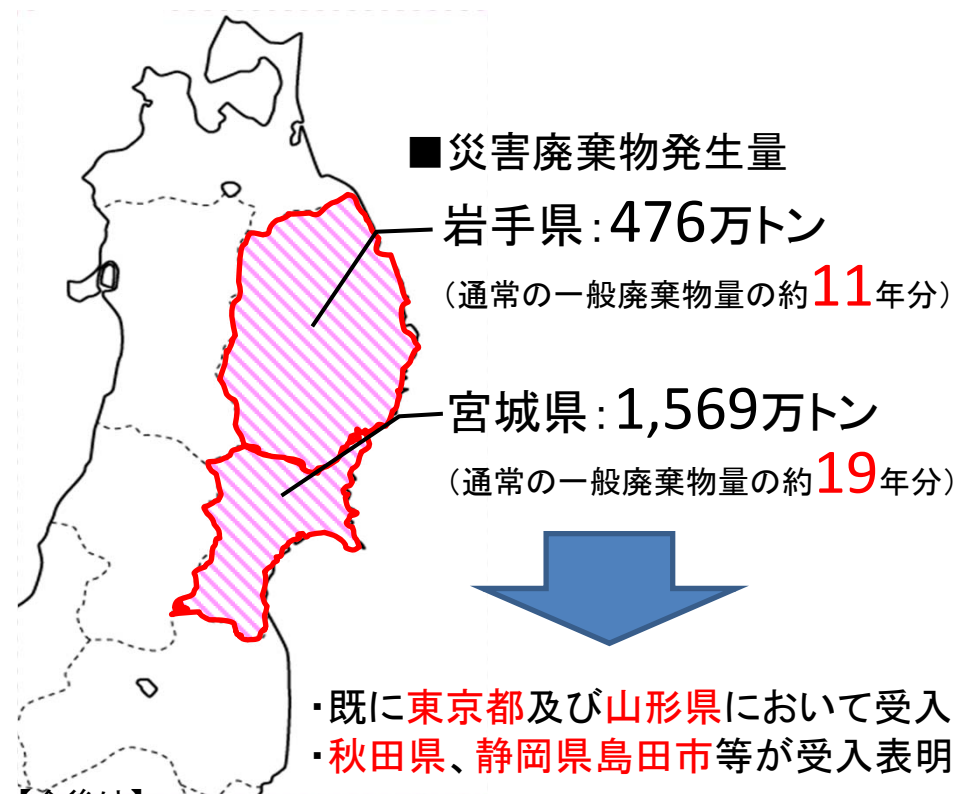
(1) 市町村のマンパワーに対する支援

- ① 土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業の実施に向け、各都道府県・政令指定都市の協力を得て、専門職員を派遣。
- ② 全国市長会・全国町村会との協力を得て、平成24年度も被災市町村へ職員を派遣。

(2) 交付金交付に係る支援

- ・復興交付金事業計画の早期策定を支援。
- ・3月2日付けで交付可能額を通知(第1回)。

2 がれきの広域処理



【今後は】

- ・放射能汚染を心配する声に応えるため、安全性を広報。
- ・環境省職員や専門家の派遣など受入表明自治体の取組への支援。

3. 被災地域の雇用は依然厳しい状況。産業政策と一体となった雇用創出・ミスマッチ解消に取り組む。
4. 避難者のコミュニティの弱体化や孤立化が問題。このため、①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくりなどを行う。また、子どもたちの心のケアの状況等について、早急に調査に着手。
5. 警戒区域等の見直しに併せ、避難者の帰還支援を行う。その際、さまざまな課題について政府内での一元的な検討と県・市町村との連携が必要。

3 雇用の確保

(1) 被災3県の雇用情勢(平成24年1月分)

- ・有効求職者数は前月に比べ減少、一方、有効求人数は前月に比べ増加、就職件数も対前年で増加しているが、求人と求職のミスマッチもみられる。
- ・雇用保険受給者数は対前年で大きく増加、雇用保険の延長給付が終了する方も、1月中旬から発生。

(2) 政府の取組

「日本はひとつ」しごとプロジェクトに基づき、産業政策と一体となった雇用支援、ハローワークによるきめ細かな就職支援を実施。

4 被災者の孤立防止と心のケア

(1) 孤立防止の主な取組

- ・地域支え合い体制づくり事業
- ・地域コミュニティ復興支援事業

(2) 心のケアの取組

- ・各県に「心のケアセンター」を設置し、専門職員による訪問支援等を実施(厚生労働省)。
- ・子どもの心の健康状態を把握するための調査を実施予定(文部科学省)。

5 原発事故避難者の帰還支援

(1) 福島県民の避難の状況

- ・ 避難指示区域からの避難者数……………約11.4万人
- ・ 福島県全体の避難者数……………約15.8万人
 - ・ 福島県内への避難者数……………約9.6万人
 - ・ 福島県外への避難者数……………約6.2万人

(2) 帰還支援策の検討体制

- ① 新たな区域の線引き
 - ② 除染
 - ③ インフラ等の復旧
 - ④ 賠償の方針
 - ⑤ 長期避難者支援
 - ⑥ 雇用確保、産業振興
- ・関係局長により検討を開始。
・県・市町村との協議をすすめる。

- 民間企業による雇用・投資を促進するための思い切った税制上の特例措置等を講じる復興特区の計画の申請、認定が進んでいるところ。
- 今後、民間企業と認定自治体の連携促進のためのサポート体制を整備。

1 復興特区制度（2月9日、第1号認定）

(1) 復興特区制度における産業集積関係の税制上の特例措置

- ①新規立地新設企業を5年間無税とする措置
- ②投資に係る特別償却・税額控除
- ③雇用している被災者への給与等支給額の10%を税額控除
- ④研究開発税制の特例（開発研究資産についての即時償却等）
- ⑤地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

(2) 復興特区の計画の申請及び認定に係る状況（○は認定済の計画）

- 青森県・4市町（税制上の特例措置等活用により、エレクトロニクス、食品等に関する各種業種の集積を目指す計画）
- 岩手県①（医療法施行規則等の特例の活用により、保健・医療・福祉サービスの提供体制の再構築を目指す計画）
- 岩手県②（税制上の特例措置等の活用により、水産加工などの製造業、医療機器関連産業等の集積を目指す計画）
- 宮城県・34市町村（税制上の特例措置の活用により、ものづくり産業の集積を目指す計画）
- 仙台市（税制上の特例措置の活用により、農業関連産業等の集積を目指す計画）
- 塩竈市（税制上の特例措置等の活用により、水族館を中心とした観光関連産業の集積を目指す計画）
- 福島県・59市町村（税制上の特例措置等の活用により、輸送用機械、医療・福祉機器関連産業等の集積を目指す計画）
- 茨城県・13市町村（税制上の特例措置の活用により、自動車をはじめとする各種業種の集積を目指す計画）

(3) 今後の課題について

- 民間企業と被災自治体の連携促進のためのサポート体制を整備
- 被災地において検討されている先導的プロジェクトの実施の促進

関連施策の実施による着実な復興（2）

- 復興交付金は3月2日に交付可能額を通知。交付金の活用により、復興地域づくりを支援。
- 福島県原子力災害等復興基金の活用による原子力災害からの地域経済の再生を図る。

2 復興交付金（3月2日、交付可能額通知（第1回））

① 県別の交付可能額（県別、単位は億円）

第1回提出された交付金事業計画に対して行う交付可能額の通知は各県別に以下のとおり。

		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	合計
交付可能額	事業費	18.3	957.2	1,436.2	603.3	28.2	8.1	1.8	3,053.2
	国費	15.7	797.6	1,161.5	505.1	21.9	6.1	1.4	2,509.4

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得る。また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

② 主な事業

- ・水産・漁港関連施設整備事業（21市町村、約258億円）
- ・防災集団移転促進事業（早期事業着手が見込まれるもの（事業費込）、12市町村、54地区、約5,200戸、約437億円）
（注）24年度第1四半期までに事業着手するもの。事業完了は早い地区で25年度を予定
- ・防災集団移転促進事業（その他（調査費）、15市町村、約79億円）
- ・災害公営住宅整備事業（32市町村、約1,356億円）
（注）上記のうち24年度までに着工、25年度完成を予定するもの約5,500戸
- ・農地整備事業（16市町村、約52.8億円）
- ・都市防災総合推進事業（調査費等、39市町村、約30.0億円）
- ・市街地液状化対策事業（調査費、6市町村、約7.9億円）
- ・造成宅地滑動崩落対策事業（12市町村、約324.7億円）

3 福島県原子力災害等復興基金等（平成23年度第3次補正予算等：5,340億円程度）

○福島県原子力災害等復興交付金 約3,840億円

- ・企業立地に向けての支援（産業復興企業立地補助）（1,700億円） 等

○既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応 約1,500億円

- ・再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備（1,000億円の内数） 等

→ 12月末に基金を設置。企業立地補助や洋上風力発電事業の公募を開始。再生可能エネルギー研究開発拠点を（独）産業技術総合研究所が郡山市に立地することを決定